

利用規約 留学サポート

第1条（総則）

第5条に定める留学サポートを受けるご本人（以下「申込者」といいます）は、当約款に同意のうえ、当社に留学サポートに関する契約以下「本契約」といいます）を申込みのものとし、本契約が次条に従って成立した場合には、当約款の条項が適用されるものとします。

第2条（本契約の申込みと成立時期）

1. 当社は、本契約の前に事前に、申込者の希望を伺い留学サポートのご提供の可否・内容や紹介する研修機関を選定するなどのためのカウンセリング（以下「事前カウンセリング」といいます。）を行います。
2. 申込者が当社所定のフォームで事前カウンセリングの申込をされた場合、当社は申込者に対して、事前カウンセリングを行います。
3. 事前カウンセリングは、申込者と当社との間に留学サポートの契約が成立する前の検討過程であり、申込者の希望に沿う留学サポートを必ず当社がご案内できるとの責任を負うものではありません。

第3条（本契約の申込みと成立時期）

1. 事前カウンセリングの結果、申込者が当社の留学サポートの利用の申込みを希望される場合は、当社所定のフォームで留学サポートの本申込（以下「本申込」）をしていただきます。
2. 本申込があった場合、当社は、本申込みの承諾の可否を検討した上、申込者に通知します。第5条に定める場合にはお断りする場合がありますのでご了承ください。
3. 当社が本申込を承諾した場合には、留学のプランニングを行い、申込者に対して留学プログラムの内容は費用の見込みを記載した見積りを提示します。見積りに対して、申込者は返信期間内に、見積りに承諾して契約を締結するか、再度の事前カウンセリングを要望するか、本申込をキャンセルするかを、当社宛にご返信ください。返信期間は、個別に指定のない限り、見積もりの発信日を除いて1週間とします。返信期間内に返信がなかった場合、当社は本申込のキャンセルがあったものと扱うことができますものとします。申込者が再度の事前カウンセリングを要望する返信をした場合、当社は、他の留学サポートの提供の可能性があれば、再度の事前カウンセリングを行うことができますが、可能性がない場合は再度の事前カウンセリングを行うことができないこともありますのでご了承ください。
4. 申込者が見積もりに承諾して契約を締結する返信をした場合、当社は申込

者に対して、申込金の請求書を送付します。申込者が、請求書に基づき支払期日までに申込金の支払いを行った時点で、申込者と当社間に本契約が成立するものとします。当社は本契約成立後、諸手続きを開始いたします。

5. 支払期日までに請求書に対する支払がなかった場合、当社は支払いの催促をするか、または支払いの催促をせずに即時に本申込のキャンセルがあったものと扱うかを、当社の判断で決定することができるものとします。

第4条（研修機関との契約）

1. 研修機関における入学や研修実施に関する契約（以下「研修契約」といいます。）は、本契約とは別途、申込者と研修機関との間で直接締結していただく必要があります。当社は、研修契約の締結等のサポートをしますが、研修契約の内容については研修機関および申込者のいずれに対しても責任を負うものではありません。

2. 研修機関への費用の支払や返金については、当社が代行して行う場合がありますが、当社がそれを行う責任を研修機関および申込者のいずれに対しても負うものではありません。

3. 研修機関が研修を実施しなかった場合、費用の返金その他研修機関の責任は研修契約にしたがうものとし、当社はその責任を負うものではなく、また当社の受領した費用については研修機関からの返金があった場合を除きいたしかねますのでご了承ください。

第5条（拒否事由）

当社は、申込者からの本契約の申込みが以下に定める事由に該当するときに、申込者の申込みを断る場合があります。

1. 申込み希望者が渡航に適した条件を備えていないと当社が判断したとき。
2. 未成年や学生の申込み希望者が、親権者（保護者）その他法定代理人の同意を得ていないとき。
3. 申込者の希望する研修機関が受け入れ不可能な状態にあるなど、渡航できる可能性が明らかでないとき。
4. 期限までに渡航手続きが完了する見込みがないとき。
5. その他、当社の認めるところによる事由がある場合。

第6条（申込み条件）

1 8歳未満の方は保護者の同行もしくは保護者の渡航同意書への署名などを条件とする場合があります。渡航時点で15歳未満の申込者は、保護者または18歳以上の引率責任者等の同伴が必要となる場合があります。

第7条（当社が申込者に提供する留学サポート）

1. 当社が提供する留学サポートは、申込者が希望する研修機関に対する入学申込み手続きの代行、出発に当たっての情報提供をおこなうものです。したがって、研修機関の研修内容は各研修機関が独自に企画・運営し提供するものであり、当社が自ら研修に関するサービスの提供及び保証するものではありません。
2. 申込み希望者は、自己の責任のもとで渡航することを前提として本契約を申込みものとし、渡航先でのトラブルや事故に対して当社は一切の責任を負いません。
3. 当社が提供する留学サポートは、いわゆる旅行業にいう「募集型企画手配旅行」（主催旅行）とは異なります。
4. 「旅程管理」、「特別補償」及び「旅程保証」はいたしません。

第8条（当社の責任）

当社の責任は前条に定める留学サポートに関するものに限定されます。

第9条（留学プログラム費用のお支払い）

留学プログラム費用などは、当社の発行する請求書に指定された期日までに当社指定の支払方法によりお支払いいただきます。但し、申込金などの事前にお支払いいただいた金額がある場合は、その額を差し引きます。申込み金は返金の対象にはなりません。申込金として30,000円を当社にお支払い頂きます。申込金は、留学プログラム費用、キャンセル料、変更手数料等の一部または全部に充当します。

第10条（留学プログラム費用に含まれるもの）

各留学プログラムに明示してあるもの。
但し、研修機関の都合により、入学金、授業料、宿泊費、その他諸費用の料金及び条件は、予告無しに変更される場合があります。
その場合には、当社または研修機関より、変更後の料金、条件をお知らせし、お支払い済みの料金との差額、または変更後の料金を請求させていただきます。

第11条（留学プログラム費用に含まれないもの）

前条に記載したものの以外はプログラム費用に含まれません。その一部を例示します。

- （1）飲食費等個人的性質の諸費用およびこれに係わる税・サービス料金

(2) 日本から渡航先までの往復航空券及び空港施設使用料並びにそれらに付随する費用

(3) 傷害・疾病に関する医療費

第12条（留学プログラムの開始日）

留学プログラムの開始日は、申込み頂いた研修機関又は研修機関宿舎へのご到着日となります。

第13条（本契約の解除）

申込者は、本契約の解除を当社に通知するとともに各校規定に沿ったキャンセル料金と当社規定のキャンセル料金をお支払いいただく事で、契約を解除することができます。

キャンセル規定を所持していない学校に関しては、以下の料金をお支払いいただくことにより、本契約を解除することができます。

なお、申込者による解除通知の到着又は料金の支払いの日が当社休業日にあたる場合は、

翌営業日が解除通知の到達した日、又は料金支払日となり、17:00以降に当社に解除通知が到達し、

又は料金が支払われた場合も翌営業日の到達又は支払いとみなします。

受入機関に対するキャンセル手数料

渡航前・渡航後にかかわらず、各受入研修機関・宿泊施設等の規定キャンセル料金をお支払い頂きます。各機関の申込規定・キャンセル規定を必ずご確認の上でお申込み下さい。

（1）当社に対する留学プログラム開始前のキャンセル料金

契約解除日、料金

a. 申込日より留学プログラム開始日の29日前まで20,000円

b. 留学プログラム開始日の28日前から前日まで40,000円

c. 留学プログラム開始日以降、留学プログラム費用の全額

申込み研修機関の規定に従い、申込みの取り消しに伴う費用が別途発生する場合は、これを申込者の負担とします。もし研修機関から返金がある場合には、返金されたことが当社によって確認された後、三菱東京UFJ銀行TTBレートにて換算し、日本円で返金をいたします。又、研修機関に送金をする場合には、送金時の当社為替レートにて研修機関指定の通貨に換算し、送金をいたします。返金及び送金に伴う送金手数料は申込者の負担とします。

（２）当社に対する留学プログラム開始後のキャンセル料金

申込者のご都合により、渡航後に受入研修機関・宿泊施設のキャンセルや、期間の短縮をされる場合、受入機関の承諾がない限り返金は致しません。受入機関からの返金があった場合、その返金金額の 20%を当社のキャンセル手数料として頂きます。返金の際に発生する手数料（当社から申込者への振込手数料、小切手で返金された場合の換金手数料等）は申込者の負担となり、返金の際の換算レートは受入機関から返金があった日の三菱東京 UFJ 銀行 TTB レートが適用されます。

但し、返金金額が 5 万円を下回る場合は、キャンセル手数料に追加して別途手数料として 5,000 円いただきます。

第 14 条 （申込み内容の変更）

申込者は、以下の料金をお支払いいただくことにより、いつでも申込み内容の変更を申請することができます。

但し、研修機関の都合により、申請された申込み内容の変更ができない場合がございますので、予めご了承下さい。

又、追加費用が発生する場合は申込者の負担となります。

なお、申込者による変更通知の到着又は料金の支払いの日が当社休業日にあたる場合は、

翌営業日に変更通知の到達した日、又は料金支払日となり、17：00 以降に当社に変更通知が到達し、

又は料金が支払われた場合も翌営業日の到達又は支払いとみなします。

第 15 条 （申込み内容の変更）

※申込者が研修機関自体の変更を希望する場合は、先に申込みいただいた契約を解除していただき、

変更を希望する研修機関に新たに申込みをしていただくこととなります。

研修機関によっては規定の変更手数料を申込者に求められる場合があります。

（１）当社に対する留学プログラム開始前の変更料金

申込内容変更申請日（変更通知及び変更料金の到着日）、料金

a. 申込日より留学プログラム開始日の 29 日前まで 10,000 円

b. 留学プログラム開始日の 28 日前より 15 日前まで 20,000 円

c. 留学プログラム開始日の 14 日前より当日まで 40,000 円

追加費用が発生する場合は申込者の負担となります。

研修機関から返金がある場合には当社が返金を確認した後、三菱東京 UFJ 銀行の TTB レートにて換算し日本円で返金いたします。

又、研修機関に送金をする場合には、送金時の当社為替レートにて研修機関指定の通貨に換算し、送金をいたします。返金及び送金に伴う送金手数料は申込者の負担とします。

なお、レートは請求書の再発行日の三菱 TTS レートで再度算出します。

(2) 当社に対する留学プログラム開始後の変更料金

留学プログラム開始日以降の申込み内容の変更や延長は、当社にご連絡下さい。

当社もしくは研修機関が対応致します。追加費用が発生する場合は申込者の負担となります。

研修機関から返金がある場合には、返金が当社によって確認された後、三菱東京 UFJ 銀行の TTB レートにて換算し、日本円で返金をいたします。

又、研修機関に送金をする場合には、送金時の当社為替レートにて研修機関指定の通貨に換算し、送金をいたします。返金及び送金に伴う送金手数料は申込者の負担とします。

第 16 条 (当社からの解約)

1. 以下に定める事由が申込者にあるとき、当社は催告した後、本契約を解約できるものとします。

(1) 申込者が、指定期日までに当社が指定した必要書類を提出しないとき。

(2) 申込者が、指定期日までに留学プログラム費用の支払いをしないとき。

(3) 申込者の所在が不明、もしくは1ヶ月以上にわたり連絡不能のとき。

(4) 申込者が当社に届けた申込者に関する情報の内容に、虚偽又は重大な遺漏が発覚したとき。

(5) その他、当社がやむを得ない事由を認めたとき。

2. 前項に基づき、当社が本契約を解約する場合、留学プログラム費用、変更手数料など、

既に申込者が当社に支払った費用については一切返金いたしません。

また、解約により発生した、研修機関に対する取消料などの費用および損失は、申込者が負担するものとし、

別途当社から請求いたします。

第17条（免責事項）

当社は、以下のような場合には責任を負いません。

（１） 申込み先の研修機関、宿泊施設、コースなどがすでに定員に達していて、申込者の入学が不可能なとき。

（２） 研修機関の事由により、重要書類、入学許可証が期日までに届かず申込者が出発できない場合。

（３） 申込者の条件が研修機関の入学許可基準に満たず、申込者への入学許可が研修機関からおりないとき。

（４） 申込者がパスポートおよび航空券、ビザ等の不備、もしくは、何らかの事由により渡航先国に入国拒否をされたとき。

（５） 申込者がパスポートおよび航空券、ビザ等の取得に時間がかかり、予定の出発に間に合わないとき。

（６） 天災地変、戦乱、暴動、運送・研修機関等の事故、運送機関の遅延・スケジュール変更、その他不可抗力の事由により生じた損害。

（７） 申込者は、自己責任において行動するものであり、渡航後の法令・公序良俗・研修機関等の各種規則などに違反した際の責任や損害賠償責任は本人に帰属し、当社はその責任を負いません。

また、留学先で観光ツアーなどに参加される場合は、申込者の自己責任とし、交通事故や災害・事故による損害に対して当社は一切の責任を負いかねます。またスポーツ等が原因の事故の責任も本人に帰属します。

特定のスポーツをする際、保険の特約が必要であれば本人の責任において加入手続きを行うものとします。

第18条（損害負担）

申込者が、当社の責任によらない事由により何らかの損害を被る場合、当社はその責任を負いません。

第19条（研修機関の研修内容及び施設などの情報について）

当社は、研修機関から寄せられる最新資料を基に情報の提供をいたしますが、情報の正確性及び研修機関の事情による変更等における責任は負わないものとします。

第20条（ご注意事項）

申込者は、以下の事項を了承するものとします。

（１） 研修機関・渡航先等の都合により、一度決定された滞在先が、現地到着

前もしくは到着後に変更になる

場合があること

(2) 土曜日、日曜日、各国の祝祭日、研修機関の定める休校日には、休校及び施設の一部もしくは

全部が閉鎖あるいは一部利用が制限される場合があること。

(3) 渡航先国、研修機関等によって、急遽、祝日及び休日が制定される場合があること。

(4) 申込者は、次の各号を遵守して頂くこととなります。

① 法令、公序良俗、慣例に違反するような行為を行わないこと。

② 研修機関、宿泊施設等の各種規則に従って行動すること。

③ 当社、研修機関、宿泊施設、ホームステイ先等、

または、渡航先の人々に対して公序良俗に違反することがないように行動すること。

第21条（通知）

申込者と当社との連絡は、SNS、メール、電話など当社の指定する連絡方法によるものとします。申込者は、少なくとも2種の連絡方法について、アカウント・アドレス・番号等を当社に届け出るものとし、またそれらに変更があった場合も直ちに当社に届け出るものとします。

申込者から届け出られたアドレス・番号等に対して当社が申込者に連絡を行なった場合、その連絡は申込者の確認の有無を問わず到達したものとみなします。

申込者から届け出られたアドレス・番号等以外を使っての申込者が当社に連絡を行なった場合、当社はその連絡を申込者からの連絡として受けないことがあります。

第22条（合意管轄裁判所）

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第23条（準拠法）

当約款は、日本の法律に準拠し、同法によって解釈されるものとします。

第24条（本規約の変更）

当約款は、事情により予告なしに変更されることがあります。当約款を変更する場合は、当社ホームページにその旨を記載して告知します。告知後に、申込者に変更への不同意箇所を特定して留保するなく当社の提供する留学サポート

を利用し続けた場合は、変更後の当約款に同意したものとみなされるものとします。

当約款の内容は、2024年1月1日以降に申し込まれる全ての契約に適用されます。